

第3回 東京都児童福祉審議会本委員会  
議事録

- 1 日時 平成28年3月10日(木) 19時00分～20時21分
- 2 場所 都庁第一本庁舎 北側 42階 特別会議室A
- 3 次第  
(開会)

1 議 事

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

(閉会)

4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、朝比奈委員、磯谷委員、犬塚委員、大木委員、大竹委員、小野委員、加藤委員、木村委員、久保委員、駒村委員、斉藤委員、市東委員、白井委員、白川委員、都留委員、成澤委員、林委員、正木委員、三浦委員、村井委員、山下委員、山本恒雄委員、渡邊委員、宮島委員、武藤委員

5 配付資料

- 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- 資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- 資料3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について
- 参考資料1 保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ  
(保育士等確保対策検討会報告書)
- 参考資料2 保育所等における保育士配置に係る特例について  
(厚生労働省通知)
- 参考資料3 官報

開 会

午後 7 時 0 0 分開会

○花本計画課長 お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、当審議会の事務局の書記を担当させていただいております福祉保健局少子社会対策部計画課長の花本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して、着席させていただきます。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。本審議会の委員数は、現在 39 名でございます。本日の出席委員は 28 名、欠席される委員が 11 名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

なお、山下委員からは遅れて出席されるとの御連絡をいただいております。あと何人か、まだいらっしゃらない方もいらっしゃると思いますが、おそろいでございますので始めさせていただきます。

次に、お手元に会議資料を配布してございますので御確認をお願いします。

右上に番号を振っております。まず資料 1 が東京都児童福祉審議会委員名簿。

資料 2 が、行政側の名簿になっております。

資料 3 が本日のメインとなる資料で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正についてでございます。

それから、参考資料として①、②、③と 3 種類御用意しておりますのでよろしくお願い致します。

それから、本日欠席の山本真実委員、こちらの児童福祉審議会保育部会の部会長を務めていらっしゃいますけれども、意見書をいただいておりますのであわせて配布をさせていただきます。

資料で足りないものはございませんでしょうか。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので御了承ください。また、御発言に際しましては目の前にマイクスタンドがありますので、目の前の赤いボタンを押していただいてから御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、昨年 8 月 3 日に開催いたしました第 2 回の本委員会以降、新たに御就任いただきました委員の方がいらっしゃいますので、資料 1 のこの名簿で御紹介させていただきます。

まず、朝比奈和茂委員でございます。

○朝比奈委員 よろしく申し上げます。

○花本計画課長 齊藤やすひろ委員でございます。

○齊藤委員 よろしく願いいたします。

○花本計画課長 青葉紘宇委員でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。  
宮島清委員でございます。

○宮島委員 宮島でございます。よろしく願いいたします。

○花本計画課長 武藤素明委員でございます。

○武藤委員 武藤です。よろしく願いします。

○花本計画課長 渡邊守委員でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。  
新任の委員の御紹介は以上でございます。

この後の進行につきましては、松原委員長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○松原委員長 それでは、よろしく願いいたします。

今日は、本年度第3回の児童福祉審議会の本委員会になります。御多忙の中、御参集  
いただきましてありがとうございます。

今日の議事は、会議次第にございますように児童福祉施設の設備及び運営に関する基  
準の改正についてとなっております。先月、国の省令が改正されまして、保育所におけ  
る職員の資格要件に特例が設けられました。今回は、この省令改正に対する都の対応に  
ついて御審議をお願いいたしたいと思っております。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○西尾保育支援課長 保育支援課長の西尾でございます。私の方から、資料3に基づきま  
して御説明をさせていただきたいと思っております。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について、国の動き、省令の概要、  
都の基準の改正内容の案、それから具体例、その辺を交えながら説明をさせていただき  
たいと思っております。

まず、資料3の1ページ目でございます。ここに国の動きを少し書いてございませ  
けれども、国においては一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策において、  
29年度末までの保育サービスの整備目標を従来の40万人から50万人に拡大をし  
ております。

その際に、大きな課題となるのが保育士の確保でございます。国はこの40万人の確  
保のために必要な保育士数を6.9万人としておりましたが、この間、保育士試験の年  
2回化を初めとするいろいろな確保策を展開するとともに、さらなる取組も検討してい  
るところでございますが、今回のこの40万から50万の積み増しに対応するためには、  
さらに約2万人の保育士の必要ということで合わせて約9万人の確保を必要としてお  
ります。

しかし、現状を振り返りますと、27年10月現在の保育士の有効求人倍率は全国が  
1.93倍のところ、都内は5.39倍、直近の12月1日時点では全国2.34倍で

都内では6倍と高い数値になってございます。

こうした保育士確保の大きな課題を背景といたしまして、国においては昨年の11月に保育士等確保対策検討会を設置しております。委員のメンバーの方々は、右の下の四角の中に入っております12名でございます。今日お越しいただいている駒村委員におきましては、こちらの検討会の委員でもあらせられて座長を務められております。

こうした検討会を設置いたしまして、3回にわたって議論を重ねております。この間、関係団体からのヒアリング等を経て待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的対応として、以下の①～③までの特例の実施に関する取りまとめを行ったということでございます。

その3点につきましては、①が「児童が少なく、年齢別基準で算定した職員数が1名となる時間帯の保育士配置要件」、②といたしましては「幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用」、③は「保育士資格を有しない一定の者の活用」でございます。

この具体的な取りまとめにつきましては、参考資料の1を用意してございますので後でご覧いただきたいと思います。この具体的な内容につきましては、この後の省令等で反映されておりますので、その中でまた御説明をさせていただきたいと思います。

背景としてはこの1ページでございます。

次におめぐりいただきまして2ページでございます。この取りまとめを受け、1月のパブリックコメントを経まして本年2月18日に、国が保育士の配置基準に係る改正省令を公布したところでございます。

このポイントといたしましては、この下に①～④がございます。その下の四角に実際の条文が載っておりますが、これにつきましては少し文の構成が複雑なところがございまして、①～④の項目と、あとはこの後、参考資料2を同時に見ていただきながら説明をしていきたいと思っております。

まず、1点目の「児童が少ない時間帯の複数配置規定の緩和」でございます。登園児童に対しまして必要な保育士数が1名の場合、現在は保育士2名以上が必置となっております。改正後はこれが、保育士が1名、そしてそれ以外の1名については知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者の配置が可能ということでございます。

参考資料②の2ページ目を見ていただきますと、そこに、資料3の①に相応する部分がございます。これは国の通知でございまして、条文の解説になっております。ここでは、朝夕等の児童が少なくなる時間帯における特例ということでございますが、「基準第33条第2項ただし書の規定については」というのが、国の省令の職員配置基準に触れたところでございます。まず、基準第33条第2項ただし書きに、保育所においては職員が2人を下回ることはいけません。要するに、どの時間帯であっても2人以上は保育士を配置しなければならないという規定がございます。

そして、この通知はこのただし書きの規定について適用しないことができることとなっております。ただ、その場合であっても、朝夕の児童が少数となる時間帯について、

保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを置かなければならないという内容になっております。

まず、通知の「児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯」というのは、0歳児3人に対し保育士が1名、それから1歳児6人に対して保育士1名という基準がございますが、例えば0歳児が3人以下、1歳児が6人以下の場合、必要となる保育士は1名でいいわけでございますが、そういった児童の少ない時間帯という意味合いでございます。そして、そこについては、必要な保育士1名に加え、保育士と同等の知識と経験を有すると認めるものを置かなければならないということになっております。

しかも、その例示としては「保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者」、それから「家庭的保育者、子育て支援研修のうち、地域型保育コースを修了した者等が想定される」と通知ではなっております。これが、まず第1点目の規定でございます。これは、第94条関係でございます。

それから、資料3の二点目でございますが、こちらは児童の年齢に応じた必要保育士のうち、幼稚園教諭等を保育士みなし職員として活用を可能とするというものでございます。

こちらに相応するのが、参考資料②の2ページ、②の部分でございまして、こちらには幼稚園教諭、小学校教諭、それから養護教諭、こうした方々について保育士とみなすことができるということ。さらに、「幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心的に保育することが望ましい」と記載がございます。それから、「保育に従事したことの無い幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする」としております。これが、2点目でございます。

次に資料3の3点目でございます。3点目が実は一番複雑なところでございますけれども、「一定の要件を満たした場合に、知事が保育士と同等の知識及び経験を有する者と認める者を保育士みなし職員として活用可」とするというものでございます。国の通知におきましては、「保育所を1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあつては、基準第33条の2項」、これは職員配置の規定ですけれども、それについて追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、知事が認める者を保育士とみなすことができるというものでございます。

非常に複雑な言い方になりますけれども、例えば8時間を超えるというのはほとんどの保育所がそうであり、保育の標準時間は11時間ですので11時間開所している。11時間開所していると、この基準職員の労働時間というのは8時間ですから、8時間の労働ではこの11時間を賄い切れません。当然、もっと多くの追加的な職員が必要となるわけでありまして。もしこの追加的な職員がいなければ、この8時間の職員の方々が常に3時間の残業と、かつ休日もなく働かなければならないということで、これは現実的なもの

のではないので追加的な職員が必要となるわけでございます。

そして、この基準職員に加える追加的な職員の数だけ都道府県知事が同等と認める者の数の配置が可能となるということがこの通知文の内容でございます。少しわかりづらいので資料4ページの図を見ていただきまして、ここに職員配置の具体例を掲載しております。これは仮のモデルのケースでございますけれども、この保育所は児童定員数が75名ということで、0歳児、1、2歳児、3歳児が10人、20人、15人と配置されている定数となっております。

この児童定数に対しまして基準職員がどれぐらいいるのかというところでございますけれども、0歳児は3人につき1名以上、1、2歳児は6人につき1名以上ということで、割り返していきますと、右のほうの算定内訳は、0歳児は3.3人、1、2歳児は3.3人、3歳児は0.7人という保育士が必要となる。これを合算いたしまして、小数点以下を四捨五入したのが8人という数でございます。これが、基準職員となります。

一方、「ある日の登園児童数」という言い方にしていますけれども、この登園児童数が定員と同じ75人だとして、先ほど言ったように実際はこの75人の子供たちを8人で見るというのは不可能で、ローテーションを組み合わせながら複数の8人以上の職員が実際は必要になるということでございます。

このモデルでは、当日の出勤の職員数を14人と想定しております。それで、先ほどの知事が認める者の上限というのは非常に複雑な言い方をしていますけれども、この14人というのが開所時間を通じて必要となる保育士の総数ということです。それから、さっきの8人というのが定員の総数に応じて置かなければならない保育士ということで、その14から8を引いた6、この基準よりも多く6人出勤しているわけですがけれども、その6人は知事が認める者の上限ということになります。これが、資料3の③に係る部分です。

それで、ここでもう一つ規定がございまして④に係る部分です。通知文の④を見ていただきますと、この②及び③の特例を適用する場合は、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならないということで、保育士の資格を有する者を3分の2以上置かなければならない。つまり、このみなしで保育士としてカウントされる人員は3分の1以下にしなければならないという規定がございまして。

それを勘案したものが、資料3の4ページ、職員配置の具体例でございます。先ほど③のところでは知事が認める者の上限が6人と説明をいたしましたが、④のところでは、このみなし職員は3分の1以下にしなければならないとなっております。つまり配置できるみなし職員は基準職員の3分の1以下ということなので、8人場合、その3分の1は2名ということになります。ですから、この④の基準では、みなし職員、それから②関係の幼稚園教諭ですとか小学校教諭も含めて、この2名の範囲内で収めなければならないという規定がございまして。

より具体的に見ていただきますと、5ページに仮のシフト表を用意してございます。

今のモデルをこのシフト表に落としてみますと、これは保育士が14人、保育士①～⑭でございます。横が、時間軸になっております。時間は、早朝のころは子供の数が少なく、日中になってくると多くなって、また夕方になってくると減ってくるということでございます。それで、この14人の保育士のうち、みなし保育士というのを保育士の③と保育士の⑦と保育士の⑨として表現してございます。「■」のところは、その人たちの勤務しているベルトになります。

実際どうということになるかという、例えば8時過ぎのところをご覧いただきますと、これは登園の児童数が0、1、2、3、4、5歳を、上から言うと、6、6、6、8、3、9人ということで、合計すると38人になるんですけども、この38人の子供に対して必要な職員数というのは5人でございます。

ただ、この5人について、3分の1以下しかみなし職員は起用できませんので、その場合、5人のうち1人しかみなし職員は活用できない。逆に4人は保育士を充てなければならぬということで、ご覧いただきますと保育士③の人がここでは1人活用されているということでございます。

それから、10時のところを見ていただきますと、ここでは子供が75人、定員マックスでありますけれども、このときに必要な職員数は8人ということございまして、そのうち6人は保育士、2人がみなし保育士ということで、ここでは2つの「■」、保育士③と保育士⑦が配置されているということでございます。

最後にもう一つ、18時過ぎをご覧いただきますと、ここでは子供の数も減って職員の必要数も3人ですので、ここは1人がみなし保育士で、あとの2人は保育士というところでございます。これはイメージでございますけれども、実際にこういったシフト表が可能になるということでございます。

少し具体例を交えて説明しましたけれども、これが国の省令関係でございます。なかなかわかりづらくて恐縮でございますけれども、これらの内容を踏まえまして今回、都として基準を決めていくわけでございますが、それを整理したのが資料3の3ページでございます。ここに表で整理しておりますけれども、表側には「児童年齢に係る基準上必要な職員数が1人である時間帯の職員配置基準」、これは朝夕の子供が少ない時間帯のことでございますけれども、ここについての現行規定と国と都の改正、特例内容案を並べてございます。

まず現行規定につきましては、先ほど申しましたように常時2名以上が配置されていなければならないということでございます。

ここで1つ、現在でもみなし規定がございまして、「乳児4人以上を入所させる保育所にあつては保健師又は看護師1人を保育士とみなすことができる」というような規定がございまして、こういった要件に当てはまる場合は、1名は看護師か保健師でいいということでございます。

今回、国はこの特例内容については、1人は保育士でなければならない。あともう一

つは、知事が認める者を1人置かなければならないということでございます。都の考え方としては、国の考え方を基本的に準じたもの、横引きするものとして考えてございます。国の表現と都の内容表現が少し違ってはいますが、これはイコールと考えていただいても結構でございます。これが、まず1人である時間帯の職員配置基準でございます。

次に、「雇用すべき児童年齢別基準職員の資格」とありますけれども、これはわかりづらいので飛ばしまして後で触れます。

その下の「開所時間中に配置すべき児童年齢別基準職員の資格」でございますが、これは、通常時間のみなし職員に関する規定でございます。

現行規定については、先ほど言ったように保健師等1人を保育士とみなすことができるということでございますけれども、今回の改正省令による特例の内容については3つの種別のみなし職員グループが可能となります。

1つは小学校教諭も含め「幼稚園教諭等」のカテゴリーと、もう一つは「知事が相当と認める者」、それから従来の「保健師等1人」を認める。その3つのカテゴリーにおいて、先ほど説明しましたが、「現に登園している児童に対する基準職員数の3分の1を超えない範囲で保育士とみなすことができる」ということでございます。以下のところは、先ほど図解して申し上げた内容でございます。

都の内容案につきましてはこれを基本的に横引きいたしますが、ここで矢印が3つございまして、ここが都としての独自の基準を定めてはどうかという私どもの事務局の整理した案でございます。

恐縮ですが、矢印の一番下のところからまいりまして、国のこの特例に加えて東京都認証保育所事業の実績を踏まえて、みなし保育士以外の保育士については常勤を求めることとしてはどうかということでございます。認証保育所は皆様御案内のとおり、平成13年度から東京都が独自に保育サービスを提供しているものでございますけれども、この認証保育所につきましては保育士有資格者の配置を6割以上といたしまして、あとの4割以下は資格のない者の活用を認めておりますが、この保育士の有資格者につきましては常勤を求めています。

今回、この常勤を求めるということの意義でございますけれども、常勤の定義を申しますと、東京都では1日6時間以上、かつ月20日以上としておりますが、常勤保育士は継続的に保育を行いまして、児童との安定的な関係を築き、また成長、発達を長期的に見守ることが可能となることから一定の質の確保につながるものと考えております。ですので、そうした観点から今回このみなし規定についても認証保育所の基準を踏まえて常勤を求めてはどうかという案でございます。これが、1点目でございます。

それから、もう一つ上の矢印を見ていただきまして、知事が相当と認める者の定義を明確にすべきではないかという点でございます。国の例示におきましては先ほども触れましたけれども、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、あとは家庭的保育





ことで、基準外のところで雇用するということを決めてはどうかという案でございます。表現がなかなかわかりづらくて恐縮でございますが、こういった点も雇用の中で決めていければと思っております。

そういうことで、資料関係は以上でございますけれども、最後にまとめて申しますと、基本的には国の省令を都の基準にも反映していくということでございます。これは、ある一つのできる規定ですので、選択肢の幅を広げるということでございます。都が認可権者として選択の幅を広げるという意味で、基本的には準じていく。ただし、質の確保の観点から、先ほど申しましたように認証保育所の実績を踏まえて常勤職員を求めているかどうか等々の提案というか、内容案を私どもとしては考えてございます。

知事が認める者、例えば期間が十分にあるもの等々につきましては、ぜひとも皆様方の御意見をいただいて、この後、都としての方針を決定していきたいと思っております。

長くなりましたが、私の説明は以上でございます。

- 松原委員長 それでは御意見をいただこうと思いますが、保育部会部会長の山本委員からコメントが出ておりますので、事務局から少しかいつまんでいただいて結構ですので、御紹介いただきたいと思います。
- 西尾保育支援課長 皆様方のお手元にお配りしてございますけれども、山本委員からの意見書です。

1 ページ目は、今回の保育を取り巻く環境と、あとは改正ポイントでございます。これは先ほどの私の説明と重複するので後でご覧いただければと思いますが、おめくりをいただきまして2ページ目でございます。

今回、先生から改正に向けての意見を3点にわたっていただいております。

1つは、先ほど私も触れましたが、東京都の認証保育所の質が一定程度確保されているのは、保育士を6割で可とする一方で、常勤であることを課していることが大きな理由の一つであると考えます。都はこの経験を踏まえて、特例を適用した場合は3分の2に当たる保育士は常勤であることを求めるべきと考えますということで、保育士登録を受けた職員については常勤とするという意見が1点です。

2点目は、学校教諭や幼稚園教諭による保育の対象児童年齢を明らかにするということでございます。小学校教諭については小学校との接続の円滑化を期待するものであることから5歳児の保育に限定し、それから幼稚園教諭については3歳以上に限定すべきであると考えますということでございます。

3点目でございますが、「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を明確にするということ。1つは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域保育コースを修了した者を例示しています。この期間が十分にある者については、少なくとも継続して1年以上の勤務実績を有し、かつ施設長や設置者の代表者が、保育士と同等の能力がある認める場合などに限るべきであると考えますとしております。

また、国は保育所に限定していますが、認証保育所の他、地方単独保育施策として実施している保育施設や、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び事業において乳幼児の直接処遇に当たっていた者もその対象に入れることについて、検討を行うことも必要であるという御意見をいただいております。以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局から御紹介があったのですが、国の検討委員会の座長を駒村先生がお務めになったということで、何か東京都の提案でコメントがあればお願いしたいと思います。

○駒村委員 今、事務局から御説明いただいたようにかなり有効求人倍率が高くなってきて、ほぼ聞いたことがないような数字になってきているという危機感が国にもあるということです。

それで、参考資料1の2ページ目には、この話を全面的な規制緩和のような捉え方をされてしまっては困るんですけども、2つ目の「○」に書いてあるように原則はやはり保育士がやるべきである。これは極めて重要である。ただし、現状の状況を考慮すれば、今の規定のままでは大きな問題が起きるのではないかということで、緊急的・限定的な対応にするということでもありますので、全面的な規制緩和とか、そういう意味合いではないということなんです。

これは去年のうちにかなり短い間で議論して出したんですけども、今、御説明があったように、事務局は非常に苦勞して説明されていますが、政省令にするときにかなり技術的に表現が難しかったところがあって、今ではとても複雑な、多分、数値例を入れるとよくわかるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことになっているかと思っております。

私としては、必要な取組なのだろうと考えております。御議論いただければと思います。ありがとうございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員からの御質問や御意見を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 質問をさせていただきます。

1点目は、先ほどの子育て支援員の研修のうち地域保育コースを修了した者と、この地域保育コースというのが私はあまりよく理解できていないので説明をいただければということなんです。

それから、このみなし保育士の位置づけというんですか、先ほど説明があった表などを見て、この利用している保護者からすると、この人は正規の保育士で、この人はみなし保育士ということを含めて、そういうことがわかるようにするのかどうか。それから、こういう複雑な表だとなかなか現実にいかない場合が時間的な部分で出てくると思うんですね。そここのところの、この基準を満たしているかどうかということをチェックす

るというか、そういうことはいかが考えているのか。まず、2点を御質問いたします。

○松原委員長 どうぞ。

○前川子供・子育て計画担当課長 子供・子育て計画担当課長の前川でございます。地域保育コースについて御説明させていただきます。

まず子育て支援員制度でございますけれども、こちらは国が設けました全国共通の認定制度となっております。国が定めた基本研修及び専門研修を修了することで、全国で通用する子育て支援員に認定するものでございます。保育や子育て支援分野の各事業に従事する上で、必要な知識や技能などの修得を目的として研修を行っております。

地域保育コースでございますが、子育て支援員研修は大きく分けて4つのコースが設定されておりまして、そのうちの1つが地域保育コースとなっております。地域保育コースは、子ども・子育て支援新制度によって地域型保育として位置づけられました小規模保育や家庭的保育、事業所内保育や一時預かりの保育従事者として勤務する方向けのコースとなっております。以上でございます。

○松原委員長 他の点をお願いします。

○西尾保育支援課長 みなし保育士とそれ以外の保育士の外形上の区別については、特に見た目でこの人が保育士でこの人はみなし保育士ですという区別はわからないというか、つけないということになります。今でも常勤の方と非常勤の方とか、認証でも資格のある方、ない方、これは利用者から見れば同じように一緒に保育に携わっているということで、その辺のところは今回のこのみなし保育士についても変わらないということでございます。

それから、チェックの点でございますけれども、これは確かに御指摘の部分でなかなか複雑でございますのでチェックが難しい面は出てくると思います。ここについては、これからさらにいろいろ実践を重ねながらになると思いますけれども、今回お示ししたシフト表のように、やはり日々その状況が違うものですから、日々シフト表をしっかりチェックしていくというような、ある意味チェックとしてはなかなか手間というか、労力がかかるところではございますけれども、それはやっていかなければいけない点なのだろうと思います。

○松原委員長 他にいかがでしょうか。

どうぞ、村井委員。

○村井委員 すごく苦勞をしてとにかく確保しようという御努力はわかったのですが、例えば小学校の教諭とか、幼稚園の教諭はこちらのほうにシフトしていただけるかなというふうな甘い根拠のない見通しがあるんですけども、実際にこの形で人的な量が確保できるのでしょうか。小学校の先生はきてくれるのでしょうか。

○西尾保育支援課長 そこは統計上、意向調査等をしたことがないので定かではございませんが、確かにおっしゃるとおりです。どれぐらい確保できるのかというのは、不透明なところがございます。

ただ、例えば免許をお持ちの方で退職というか、定年を迎えた方が違う分野で働いてみたいとか、そういった一定の意向はあるのかなとは思っておりますが、すみません、定かでないのは確かでございます。

○駒村委員 その議論ですが、確かにこれは厚生省でも議論ありました。現に幼稚園と小学校に勤めている方が動くという想定ではないです。今、事務局が御説明したように、資格を持っている方もOKという選択肢を広げるというもので、数的にこれで物すごく効果があるというわけではなくて選択肢を広げる程度の効果だと思います。

それから、先ほどのチェックの難しさですけれども、これは内容の話になって、さっきの山本先生の意見の中で3歳、5歳の限定的にという一文が入っているんですけれども、厚生省のほうは主にということで、望ましいという程度の書き方なんです。これを限定すると先ほどお話あったように動いていますので、果たしてどうチェックできるのか、とても難しいことになるかと思えます。限定するかどうかは、ひとつ論点だと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 秋山です。東京都認証保育所の0～2歳の保育室を持っていますが、本当に保育士がいなくて確保するのに困っています。

保育補助という形で人員を募集しますが、そういうときに幼稚園教諭を持っている方が応募してこられます。もちろん主には保育できませんが、補助という立場では非常に力を発揮していただきますので、この選択肢が増えたというのはとてもいいと思います。

そこで、山本先生が御提案されている、小学校教諭や幼稚園教諭が保育の対象児童年齢を限定されるとなると、これは0～2歳までの小規模保育に関しては少なきつところがあるかと思えます。以上です。

○松原委員長 どうぞ。

○西尾保育支援課長 ありがとうございます。今、小規模保育に触れていただきましたけれども、小規模保育については地域型保育は区市町村認可でございますので、多分、各自治体でこれからどういう基準にしていこうかというところが決められてくると思います。

○松原委員長 成澤委員、どうぞ。

○成澤委員 まず、この基準の改正を都が行うとして、条例改正を行うのはいつの予定になりますか。その改正が適用されて、基本的には民間の保育園からこれを使っていくということになると思いますが、それが実際に適用可能になるのはいつの見通しでしょうか。

○西尾保育支援課長 条例か、規則かというところでございますけれども、私どもの児童福祉施設の設備及び運営基準につきましては、基本的な事項については条例、そして具体的な内容については規則ということで、手続等のさらに詳細なものについては要綱と

いうことで分類をしております、今回これから正確に申せば皆様方の意見を聞いてこの改正の内容を私どもとして決めていくわけですけれども、今の状況ですと具体的な内容の改正ということで、規則でいくのかという見通しでございます。

それで、その施行のタイミングでございますけれども、国にあわせて4月1日施行でできればと考えております。

○成澤委員 この28年4月ですか。

○西尾保育支援課長 はい。ただ、これは確定的ではございません。皆様方の今日の御意見をいただいて、都として方針を決める中でどうしていくかということが定まってくると思います。

○成澤委員 規則か条例かについては、多分、都議会のほうで議論があると思いますので、ここで私はそのことについては申し上げません。

28年4月だとすると、今もう既に28年4月の認可を予定してさまざまな準備をしているところが当然あるわけで、そこは旧基準で10分の10を用意しているわけでしょうから、そこをどうするのかというところですね。それをどこのタイミングで4月1日現在の認可を、もう今月は3月に入っていますから、恐らく書類上は10分の10で申請の手続をほとんどの事業者が終えているはずで、4月1日のときに、では基準緩和を見込んで、例えばそこから浮く保育士を他にずらすことで、次のところを4月1日に当てるような民間事業者があるのかどうか。具体的な相談がきているのかどうか。そうでなければ、実質的に一瞬ではあるけれども、4月1日で適用されれば保育士が年度初めには余るということになりますね。そこがどうなっているのかということです。

あとは、この国の通達、通知の中で朝夕のところですが、**「朝夕等」**と書いてある、この**「等」**は何を意味するのかということです。

それ以外のところで、みなし保育士のところでいえば**「■」**が入ってくる場所は全ての時間帯で入ってくる可能性があるわけですから、そこはわかるんですけども、最初の朝夕のところだけに**「等」**がついているのはなぜか。

それから、みなし保育士に支援研修、ここも**「等」**で**「支援研修等」**を受けてもらうとなっていますが、なぜここに**「等」**がついているのかということです。

それから、先ほどの非常に困難な日々のシフトのチェックというのは区市町村の役割になるのかどうか。

もう一つ、これは最後に提案ですが、子ども・子育て支援新制度の中で、平成31年度まで幼稚園教諭の保育資格の特例制度がありますから、例えば都内でこの特例制度をぜひ使ってもらえるように補助制度等をここに合わせて設計をしたらどうかと思います。

というのは、ここの5年間のうちに幼稚園教諭が保育士資格を合わせて取ってもらえれば、そこは保育士として当然みなせるわけですから、そこに対してのインセンティブは都で考えられないかと思います。

○松原委員長 幾つか重要な御質問が出てきているのですが、まず施行時期をどう考えるかです。

○西尾保育支援課長 御指摘のとおり、非常に時間が限られておりまして、多分これから仮に規則でいったとしても、決定が本当に押し迫ったときになると思います。實際上、この4月1日開設の認可作業というものが進んでおりますので、実際的には今の基準のとおり認可をしていくというところが流れとしてはあります。

それで、事業者からこれを見越しての相談というのはございません。皆、今の現行規定で粛々とやっているという状況でございます。これが1つです。

あともう一つ、「朝夕等」のところですが、「等」は要するに子供が少ないときというところで、例えば土曜開所で子供が非常に少ないとき、そういうことを想定しております。

「研修等」については、これは子育て支援研修というのは一つの国の制度として例示的に挙げていますけれども、ここは例えば同等の研修内容で、同等の質的な担保がとれるのであれば、選択肢としてこれは今後考えていく余地があるのではないかとということで、少し幅を持たせた表現にしております。

それから、もう一つありましたのはシフトについての日々のチェックですね。これは、私どもは一義的には認可権者として指導監査をしてまいりますので、その検査の中でチェックしていくということが一つあるかと思えます。

ただ、もう一方で区市町村の皆様方には確認の行為のもとに運営基準でチェックしていただいているという面もございますので、どうやって連携していくのかは今後の課題というか、相談になろうかと思えます。

それから、先ほどの御提案については御意見として頂戴しておきたいと思えます。

○松原委員長 他にいかがでしょうか。

では、宮島委員どうぞ。

○宮島委員 ざっくりした質問をさせていただきたいと思うのですが、事務局にお聞きするのがいいのか、国の動きとして駒村先生に御紹介いただくのがいいのか、少し迷うところですが、とにかく保育の量が足りない。保育の量を確保するためには保育士というか、保育従事者を確保しなければならないという命題があるわけですね。同時に、保育の質をきちんと守っていかなければいけないという命題がある。

その2つをどうバランスをとるかということで、ぎりぎりの選択をして国が案を示し、それに対して都ももう少しはっきりしたものを出そうと考えていらっしゃるということだと理解するんですけども、先ほど駒村先生が、国のほうでも全面的な規制緩和ではなく緊急的な対応なので、時限的なものとして考えているんだというふうにお話されたのですが、大体どのぐらいの期間をこういったつなぎで考えるということなのかという議論、これが国のほうであったのか、なかったのかという点をできればお聞きしたい。それを受けて、都も今後どの辺を目標として本来のところを目指していくのかというこ

とを考えていかれると思いますので、それが1点です。

もう一つは、緊急避難的に考えるにしろ、ぼやっとし過ぎてはいけないので、ある程度具体的に考えなければいけない。保育の経験が十分あるということについて、山本先生は最低1年ということを書かれていらっしゃるけれども、十分にあるというイメージと、1年というイメージは一致しないように感じるのですが、国のほうではこの十分にあるというのがどのあたりとして検討されているのか、いないのか。そこをお聞きできればと思うのですが、お願いできますでしょうか。

○松原委員長 駒村先生、何かありますか。

○駒村委員 私が国をどうこう言う立場でもないんですけども、議論の御紹介だけしたいと思います。

いつぐらいまでなのかというのは、資料2には当分の間と書いてあるにすぎなくて、我々の議論では、あくまでも待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間という文章になっています。これについては、一応質疑はありました。今、議事録が手元にないので明確な数字は出ていなかったんだと思いますけれども、この有効求人倍率がどのぐらいなのか、今の状態は尋常じゃないということですが、この部分はやや不明確といえば不明確だと思います。有効求人倍率が4になればいいのか、3になればいいのかというようなことは出ていないということです。

ただ、あくまでも考え方としては、このまま保育の資格を相対化して規制緩和の道に突っ走るのではないんだという意味合いです。

それから、資格のほうですけども、これは余り明確に議論していないと思います。ただ、1週間や2週間や3週間とか、そんなものは多分、問題外だと思いますけれども、これは各自自治体の中で御判断いただくものだとということで明確な数字は出していません。

ただ、ある程度、ここに対しては先ほどから「等」という言葉で自治体の御判断に委ねる部分があるというところだと思いますので、そういうふうに読んでいただきたいと思います。以上です。

○松原委員長 東京都、どうぞ。

○西尾保育支援課長 今の十分な期間のところでございますけれども、国のQ&Aでは1年相当程度が目安と、1年というワードは出ております。1年というところの意味でございますけれども、子供の成長は四季を経て1年というサイクルで見るとというのは一つの区切りなのではないかといった御意見もございました。

○松原委員長 東京都も、国と同じように時限的には職員配置について、事態の緊急的な状況が終わるまでというふうに考えていらっしゃるんですか。

○西尾保育支援課長 全く同様でございます。国と同様でございます。

○松原委員長 他にはいかがでしょうか。

そうしましたら、1点、幼稚園教諭とか学校の教諭について年齢を限るということに



については今、否定的な御意見が2例ほど出ております。この点についてはいかがでしょうか。多分、東京都の提案はそこを限るというふうにしたいということですね。今、御意見としてそこはネガティブな御意見が出てきているので、限定したほうがいいんじゃないかという肯定的な御意見、引き続いて、いや、それは現場的には少し無理なんだよという御意見等、いろいろあるかと思うのですが、いかがですか。

東京都の方から、押してこうしたいという御意見があれば。

○西尾保育支援課長 ありがとうございます。

限定の話でございますけれども、小学校教諭につきましては期待される機能といたしまして小学校の接続、円滑な小学校への橋渡しといった役割が期待されるところでございますので、まさにそこをしっかりと明確にルール化してはどうかというのが1つあります。

それから、幼稚園についても本来の幼稚園の教諭としての機能をしっかり果たしていただくというところだと、3歳以上の部分でその機能を発揮していただくのがいいのではないかといたるところでございます。逆に、より質のアップにつながる面もあるのではないかと考えております。

○松原委員長 そうすると、低年齢児を対象にした認証保育0、1、2歳だと、まずこの補充は効かなくなる。

それと、私は少し疑問なんですけれども、年齢横割りならばいいんですが、縦割り保育をやっているところはどうなるんですか。

○西尾保育支援課長 各年齢が混じっている場合ですか。

○松原委員長 あるいは、小さいところだと年齢2つで1クラスとかあると思うんです。

○西尾保育支援課長 そこは、確かに。

○松原委員長 年齢についてはいかがですか。

○柏女副委員長 認証保育所の場合は、もともと残りの4割について条件はついていないわけですから、別に幼稚園教諭であっても構わないわけですね。幼稚園教諭が配置されているわけではないので、私は構わないんじゃないかと思うんです。

それで、今度は保育所、小規模保育事業については市町村が御判断されることですので、東京都の判断と違ってくることはあり得るだろうと思います。そう考えると、今は保育所の場合ということで考えているので、リジッドに考えるか、もう少しフレキシブルに考えるかという観点はありますけれども、認証保育所に影響するということではないというふうには思います。

それで、表現ぶりの話で規則に書くときのものとして、小学校の教員が未来永劫、年長の子供しか持てないとか、幼稚園教諭が未来永劫、3歳児以上児しか持てないとか、そういうことになってしまっても、それはいささか柔軟性に欠けるかとも思いますので、そこは書きぶりの話かとも思います。

○松原委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○西尾保育支援課長 そこは御意見を踏まえて、柔軟に考えてまいりたいと思います。

○松原委員長 他はいかがでしょうか。

では、年齢のことはこの程度にしまして、全般で他の部分をどうぞ。

○成澤委員 この矢印が出ているところが、都の追加提案分だというふうに認識をしてよろしいでしょうか。今の年齢のところは、資料3の表の中には都の考え方というのは出てきていなくて、今日この児童福祉委員会で一定の意見交換をした後、都が今月中にもまとめようとしているものは何なのか、ここにある程度のもを見せないと、ここで議論をしたけれども、あとは規則だから都にお任せで児童福祉審議会は一定の議論をいただきましたというのでは余りにも意思決定の仕方が稚拙過ぎると思いますので、具体的に都の特例の内容というものをもう少しクリアに提案されたいかがですか。

○西尾保育支援課長 ありがとうございます。

私どもの提案がわかりづらくて恐縮ですけれども、基本的に今、委員がおっしゃっていただいた矢印のところでございます。一番明確に私どもとして考えてございますのが、みなし保育士以外のところにつきましては認証の実績を踏まえて常勤としたい。ここによって、一つの保育の質の担保が図られるのではないかと考えております。これが、一番大きなところでございます。

それからもう一つ、知事が認める者のところでございますけれども、これは今の施設の経験が十分というのは余りにも漠然としておりますので、ここはやはりこの期間のところをひとつ目安としてはっきりさせたい。そして、それは国も言っておりますけれども、1年というのが私どもとしては適切な期間として考えられるのではないかとこのところでございます。シンプルに申しまして、私どもが考えているのはその点でございます。

あとは、先ほどの小学校教諭、幼稚園教諭の対象年齢については今の御意見を踏まえて柔軟に考えていきたいと思っております。ポイントとしては、その辺のところかと思えます。

○松原委員長 確認しますと、3点ですね。

1点目は、みなし保育士以外の保育士は常勤にする。

2点目は、保育士以外のところで知事が適当と認める者について、国の示した例に加えて十分なところについては、早急に整えていく。後ほど、このところは児福審の御意見をもう一回確認をしますが、今のところ提案は1年で、山本委員も1年ということです。

3点目は、幼稚園教諭、小学校教諭については原則3歳以上5歳児けれども、その辺りについては今、確認をしてきましたのでもう少しその提案を緩くして書きぶりを考える。この3点の提案でよろしいですね。

○西尾保育支援課長 結構でございます。

○松原委員長 それでは、2つ目で十分な経験というところの解釈で、一応、目安は1年

という提案が出てまいりました。これも宮島委員から質問というか、どうかなという御批判の意見も出ましたが、他にいかがでしょうか。

- 宮島委員 単に批判というか、短過ぎるので駄目だということではありません。十分にという言葉の響きとしては確かに違和感があるというふうに、まずは率直に申し上げたいと思います。

その上で、山本先生のペーパーに、単に1年ということではなくて、「少なくとも継続して1年」という表現がある。確かに、勤務実績があるとしても数カ月単位で小刻みに短い転職を繰り返したような場合と、1年間子供にきちんとつき合っ、その組織の中で保育に従事してきた場合とは違う。この山本先生の表現のように、「少なくとも継続して1年」ということと、提案されている、その職員は常勤化をするんだということの2つが重なり合った場合には、私は何とか保育の質が担保できるのではないかと考えます。先ほどの言葉だけですと少し言葉足らずだと思いますので、補わせていただきたいと思います。

- 松原委員長 継続して少なくとも1年ですね。他にはいかがですか。

では、どうぞ。

- 柏女副委員長 参考としてなんですけれども、私は放課後児童クラブの基準づくりにかかわっておりましたが、放課後児童支援員の場合は保育士資格を有している人で研修を受けた方がなれるのと、同じように実務経験では2年となっています。継続して2年やった上で研修を受けるということで、保育士の資格と経験2年がパラレルという形になっているということだけ申し上げておきたいと思います。

- 松原委員長 他にいかがでしょうか。

そうしましたら、ここについてはいろいろ御意見が出ましたので、ここで1年がいいとか、2年がいいとか、なかなか考えにくいですし、国のほうでも支援についてはたくさん議論をされてきたところだろうと思いますので、東京都でももう少しそこは明確化していただくということで審議会の意見にしたいと思います。

常勤化については、これは前提であるという皆さんの御意見ですのでよろしいかと思いますが、その他いかがでしょうか。

そうしましたら、さまざまな御意見をいただき、駒村委員も東京都もそうだというふうにおっしゃいましたが、これはあくまでも緊急的・時限的な措置であるということを前提にしまして一定の特例についてはお認めをしたい。ただし、そのことについても保育の質は落とさないというのが前提であるということを確認しまして、この前提を確認した上で、みなし保育士以外の保育士を常勤とすること。

それから、幼稚園教諭と小学校教諭による保育対象年齢児童の年齢を限定するというと少し言い過ぎかと思いますが、年齢について一定の原則を設けること。

3番目に、十分な経験というような知事が認める要件についてなお詰めていただいて提示をしていただくということで、それを規則にするか、条例にするかについては東京

都の御判断だと思えますし、また最終的に特別区市町村の御判断でなされる部分もあると思えますので、この審議会の意見としてはそういう取りまとめをしていただいて、原則、保育士が行う保育について有効求人率が6倍などということになっていますので、その保育士不足を補うための限定的な手段であるということでもとめさせていただきますと思います。

御異議はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○斉藤委員 今期、厚生委員長を務めております都議会議員の斉藤でございます。私は、委員会での発言が委員長として難しいので、この場で自分の考えを一言、述べる機会をいただきたいと思えます。

私は、先ほど成澤委員がおっしゃったように、いろいろな要素をこの短い期間に入れることは、今まさしく保育で困っている方々を含めましても非常に不安を与える要素になるんじゃないかということ懸念いたします。

私は、この緊急時においてこれだけ国の議論が急がれた背景には、確かに今の異常なというか、大変な現実があるということですので、複数の複雑な要素をできるだけ入れないように国の出された方向に従って、保育の質を落とさないというのは絶対頑張らなければいけないんですけれども、認証保育園を育ててきた東京都の視点もございまして。

もしもそういうことを言うのであれば、東京都は認証保育所に挑戦をしなかったという矛盾したことになりかねませんので、私はやはり保育の質はもちろんいろいろな過程で担保しつつも、この大変な状況を乗り切るために国の示す方向でできるだけいったほうがよいのではないかと思います。

年齢のところでは3歳から5歳とか、幼稚園の対象年齢、小学校の教諭の対象が何歳という限定があります。主にという点は非常に知恵があるところだと私は感じますので、先ほど東京都から説明があった内容をそのまま都民に説明しますと、違った要素に聞こえるんですね。

何かこの機会にうまく小学校に移行するのに、その期間にそういうスキルを活用しようとか、今この大変な状況でやろうとしている一番コアな部分とは少し違うと思いたしたので、私は書きぶりは非常に重要だとそういう面では思います。そこは都議会での議論もございまして、少し幅を持たせた形でこの審議会の御意見ということでまとめていただいたほうがいいのではないかと考えます。

○松原委員長 御意見として、ぜひ受け取っていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、議事としましてはこれ1つです。その他ということで、何か連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○花本計画課長 本日は、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

今回の改正は従うべき基準ですが、都としては国の従うべき基準をそのまま横引きするのではなくて、皆様から質の担保ということで多くの御意見をいただきましたけれど

も、認証保育所という東京都が平成13年に創設しここまで都民に認知されてきたこの基準を質の担保の目安として持ちながら、国が緩和してきたところについては活用していきたいと思っております。

今後の予定ですが、別途保育事業者の方からもご意見をいただきながら、東京都としての基準を検討し、決定いたしましたら委員の皆様には改めて御報告を致します。また区市町村や保育事業者の方々にも改正した基準の周知をいたします。以上でございます。

○松原委員長 それでは、遅い時間までありがとうございました。今日の本委員会は、これで終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉 会

午後8時21分閉会